

恵庭市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年2月15日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第3号

恵庭市手数料徴収条例の一部を改正する条例

第1条 恵庭市手数料徴収条例(平成12年条例第10号)の一部を次のように改正する。

現行				改正案			
第1条～第7条 (略)				第1条～第7条 (略)			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
種類	金額		備考	種類	金額		備考
	単位	額			単位	額	
戸籍 及び 住民 登録 関係	戸籍謄本若しくは は抄本の交付又 は磁気ディスク をもって調製さ れた戸籍に記録 されている事項 の全部若しくは 一部を証明した 書面の交付	1通	450円	戸籍 及び 住民 登録 関係	戸籍謄本若しくは は抄本又は戸籍 証明書の交付	1通	450円
	除かれた戸籍の 謄本若しくは抄 本の交付又は磁	1通	750円	除かれた戸籍の 謄本若しくは抄 本又は除籍証明	1通	750円	

現行			改正案		
気ディスクをも って調製された 除かれた戸籍に 記録されている 事項の全部若し くは一部を証明 した書面の交付			書の交付		
(略)			(略)		
戸籍法(昭和22 年法律第224号) の規定に基づく 届出又は申請の 受理に関する証 明書の交付	1通	350円	戸籍法(昭和22 年法律第224号) の規定に基づく 届出又は申請の 受理に関する証 明書の交付	1通	350円
			戸籍法の規定に1件 に基づく戸籍電子 証明書提供用識 別符号の発行 (情報通信技術 を活用した行政 の推進等に関す る法律(平成14 年法律第151号) 第7条第1項の規 定により同法第 6条第1項に規定 する電子情報処 理組織を使用す る方法(総務省 令で定めるもの に限る。以下同 じ。)により戸籍 電子証明書提供 用識別符号の発 行を行う場合 (当該発行に係 る戸籍電子証明		400円

現行					改正案			
					書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)			
					戸籍法の規定に1件	700円		
					基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証			

現行				改正案			
				明書提供用識別 符号の発行を行 う場合(当該発 行に係る除籍電 子証明書の請求 が同項の規定に より同項に規定 する電子情報処 理組織を使用す る方法により行 われた場合に限 る。)における当 該発行及び除籍 電子証明書提供 用識別符号の発 行に係る除籍電 子証明書の請求 を行う者が同時 に当該除籍電子 証明書が証明す る事項と同一の 事項を証明する 除かれた戸籍の 謄本若しくは抄 本又は除籍証明 書の請求を行う 場合における当 該発行を除く。)			
(略)				(略)			
戸籍法の規定に	1件	350円		戸籍法の規定に	1通	350円	
基づく届書その 他受理した書類 に記載した事項 に関する証明書 の交付及び閲覧				基づく届書その 他受理した書類 に記載した事項 に関する証明書 の交付又は届書 等情報の内容に 関する証明書の			

現行				改正案			
				交付			
				戸籍法の規定に	1件	350円	
				に基づく届書その			
				他受理した書類			
				の閲覧又は届書			
				等情報の内容を			
				表示したものの			
				閲覧			
			(略)				(略)
			(略)				(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 恵庭市手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

現行				改正案			
第1条～第7条 (略)				第1条～第7条 (略)			
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)			
種類	金額		備考	種類	金額		備考
	単位	額			単位	額	
戸籍	(略)			戸籍	(略)		
及び住民登録関係	住民票又は戸籍の附票の写しの交付	1通	300円	及び住民登録関係	住民票の写し交付	1通	300円 (多機能端末(地方公共団体情報システム機構の電子計算機を経由して本市の電子計算機と電気通信回路で接続された通信端末機器をいう。以下同じ。)による交付の場合にあっては、 <u>100円</u>)
					戸籍の附票の写しの交付	1通	300円
			(略)				(略)
	印鑑登録証	1通	300円		印鑑登録証	1通	300円 (多機能端

現行				改正案			
	明書				明書		末による交付の場合 合にあっては、 100円)
		(略)				(略)	
税関 係	所得の証明1件		400円	税関 係	所得の証明1件		400円（多機能端 末による交付の場合 合にあっては、 100円)
		(略)				(略)	
(略)				(略)			
建築 関係	低炭素建築1戸 物新築等計 画認定	ア	一戸建ての住1 都市 宅又は複合建の低炭素 建築物(住宅の戸化の促進 数が1戸のものに関する に限る。)の住宅法律(平成 部分の認定を24年法律 申請する場合 第84号) 次に掲げる場合第53条第 合の区分に応1項の規 じ、それぞれ次定による に定める金額申出をす (評価を受けた場合)に 合にあっては、あつては、 5,000円) 建築物に (ア) (イ)に掲関する確 ける場合以認に係る 外の場合 3手数料の 万7,000円 額を加算 (イ) 建築物工した金額 エネルギー消を徴収す 費性能基準る。 等を定める2 共同 省令(平成28住宅等の 年経済産業建築物に 省・国土交通係るこの	建築 関係	低炭素建築1戸 物新築等計 画認定	ア	一戸建ての住1 都市 宅又は複合建の低炭素 建築物(住宅の戸化の促進 数が1戸のものに関する に限る。)の住宅法律(平成 部分の認定を24年法律 申請する場合 第84号) 次に掲げる場合第53条第 合の区分に応1項の規 じ、それぞれ次定による に定める金額申出をす (評価を受けた場合)に 合にあっては、あつては、 5,000円) 建築物に (ア) (イ)に掲関する確 ける場合以認に係る 外の場合 3手数料の 万7,000円 額を加算 (イ) 建築物工した金額 エネルギー消を徴収す 費性能基準る。 等を定める2 共同 省令(平成28住宅等の 年経済産業建築物に 省・国土交通係るこの

現行		改正案	
	<p>省令第1号。項のイ以下「省令」(ア)及びという。)第10イ(イ)の条第2号イ(2)認定を同及びロ(2)に時に申請適合しているする場合</p> <p>一戸建てのは、当該イ住宅又は複(ア)の申合建築物の請に係る住宅部分に手数料係る認定を、徴収し申請する場合ない。</p> <p>合 1万7,000円 共同住宅等の</p> <p>イ 共同住宅等建築物に(共同住宅、長係るこの屋その他の一戸項のウ建ての住宅以(ア)及び外の住宅をいう(イ)のう。)の用途に供認定を同する建築物又は時に申請複合建築物(住する場合宅の戸数が1戸は、当該ウのものを除く。)(ア)の申の住宅部分の請に係る認定を申請する手数料場合(ウに掲げは、徴収する場合を除く。)ない。</p> <p>当該申請に係る4 複合る1棟の建築物建築物にの共同住宅等係るこの又は複合建築項のア及物の住宅部分びエ又はについて、(ア)にイ及びエ定める金額に又はウ及(イ)に定める金びエの認額を加えた金額定を同時</p>		<p>省令第1号。項のイ以下「省令」(ア)及びという。)第10イ(イ)の条第2号イ(2)認定を同及びロ(2)に時に申請適合しているする場合</p> <p>一戸建てのは、当該イ住宅又は複(ア)の申合建築物の請に係る住宅部分に手数料係る認定を、徴収し申請する場合ない。</p> <p>合 1万7,000円 共同住宅等の</p> <p>イ 共同住宅等建築物に(共同住宅、長係るこの屋その他の一戸項のウ建ての住宅以(ア)及び外の住宅をいう(イ)のう。)の用途に供認定を同する建築物又は時に申請複合建築物(住する場合宅の戸数が1戸は、当該ウのものを除く。)(ア)の申の住宅部分の請に係る認定を申請する手数料場合(ウに掲げは、徴収する場合を除く。)ない。</p> <p>当該申請に係る4 複合る1棟の建築物建築物にの共同住宅等係るこの又は複合建築項のア及物の住宅部分びエ又はについて、(ア)にイ及びエ定める金額に又はウ及(イ)に定める金びエの認額を加えた金額定を同時</p>

現行		改正案	
	<p>(住戸以外の部に申請する分を有さない建る場合は、建築物にあって当該ア又は、(ア)に定めはイ又ははる金額) ウの申請</p> <p>(ア) 次に掲げに係る手 る当該申請料金は、 の対象である徴収しな 共同住宅等い。</p> <p>又は複合建5 法第 築物の住宅54条第2 部分の戸数項の規定 の区分に応による申 じ、それぞれ出をする 次に定める場合に 金額 っては、こ</p> <p>a 住宅の戸の項に規 数が2戸以定する金 上5戸以下額に建築 のもの 7物に關す 万5,000円る確認に (評価機関係る手数 審査を受料の額を けた場合加算した にあって金額とす は、1万円)る。</p> <p>b 住宅の戸 数が6戸以 上10戸以 下のもの 10万6,000 円(評価機 関審査を 受けた場 合にあっ ては、1万 7,000円)</p>		<p>(住戸以外の部に申請する分を有さない建る場合は、建築物にあって当該ア又は、(ア)に定めはイ又ははる金額) ウの申請</p> <p>(ア) 次に掲げに係る手 る当該申請料金は、 の対象である徴収しな 共同住宅等い。</p> <p>又は複合建5 法第 築物の住宅54条第2 部分の戸数項の規定 の区分に応による申 じ、それぞれ出をする 次に定める場合に 金額 っては、こ</p> <p>a 住宅の戸の項に規 数が2戸以定する金 上5戸以下額に建築 のもの 7物に關す 万5,000円る確認に (評価機関係る手数 審査を受料の額を けた場合加算した にあって金額とす は、1万円)る。</p> <p>b 住宅の戸 数が6戸以 上10戸以 下のもの 10万6,000 円(評価機 関審査を 受けた場 合にあっ ては、1万 7,000円)</p>

現行			改正案		
		<p>c 住宅の戸数が11戸以上のものの14万9,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、2万9,000円)</p> <p>(イ) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル以下のもの7万5,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、1万円)</p> <p>b 床面積の合計が300</p>			<p>c 住宅の戸数が11戸以上のものの14万9,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、2万9,000円)</p> <p>(イ) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル以下のもの7万5,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、1万円)</p> <p>b 床面積の合計が300</p>

現行		改正案	
	<p>平方メートルを超えるもの 10万6,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、1万7,000円)</p> <p>ウ 省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。)の用途に供する建築物又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものを除く。)の住宅部分に係る認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(ア)に定める金額に(イ)に定める金額を加えた金額(住戸以外の部分を有さない</p>		<p>平方メートルを超えるもの 10万6,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、1万7,000円)</p> <p>ウ 省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。)の用途に供する建築物又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものを除く。)の住宅部分に係る認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(ア)に定める金額に(イ)に定める金額を加えた金額(住戸以外の部分を有さない</p>

現行		改正案	
	<p>建築物にあっては、(ア)に定める金額)</p> <p>(ア) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 住宅の戸数が2戸以上5戸以下のもの 3万3,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、1万円)</p> <p>b 住宅の戸数が6戸以上10戸以下のもの 4万8,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、1万7,000円)</p> <p>c 住宅の戸数が11戸</p>		<p>建築物にあっては、(ア)に定める金額)</p> <p>(ア) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 住宅の戸数が2戸以上5戸以下のもの 3万3,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、1万円)</p> <p>b 住宅の戸数が6戸以上10戸以下のもの 4万8,000円(評価機関審査を受けた場合にあつては、1万7,000円)</p> <p>c 住宅の戸数が11戸</p>

現行			改正案		
		<p>以上のもの の 6万 9,000 円 (評価機関 審査を受 けた場合 にあって は、2万 9,000円)</p> <p>(イ) 次に掲げ る当該申請 の対象である 共同住宅等 の住戸以外 又は複合建 築物の住宅 部分の住戸 以外の床面 積の合計の 区分に応じ、 それぞれ次に 定める金額</p> <p>a 床面積の 合計が300 平方メー トル以下 のもの 3 万3,000円 (評価機関 審査を受 けた場合 にあって は、1万円)</p> <p>b 床面積の 合計が300 平方メー トルを超</p>			<p>以上のもの の 6万 9,000 円 (評価機関 審査を受 けた場合 にあって は、2万 9,000円)</p> <p>(イ) 次に掲げ る当該申請 の対象である 共同住宅等 の住戸以外 又は複合建 築物の住宅 部分の住戸 以外の床面 積の合計の 区分に応じ、 それぞれ次に 定める金額</p> <p>a 床面積の 合計が300 平方メー トル以下 のもの 3 万3,000円 (評価機関 審査を受 けた場合 にあって は、1万円)</p> <p>b 床面積の 合計が300 平方メー トルを超</p>

現行				改正案			
			<p>えるもの 4万8,000 円(評価機 関審査を 受けた場 合にあっ ては、1万 7,000円)</p> <p>エ 住宅以外の 用途に供する建 築物又は複合 建築物の非住 宅部分の認定 を申請する場合 次に掲げる 場合の区分に 応じ、それぞれ 次に定める金 額</p> <p>(ア) (イ)に掲 げる場合以 外の場合 次に掲げる 当該申請に 係る1棟の建 築物又は複 合建築物の 非住宅部分 の床面積の 合計の区分 に応じ、それ ぞれ次に定 める金額</p> <p>a 床面積の 合計が300 平方メー トル以下</p>				<p>えるもの 4万8,000 円(評価機 関審査を 受けた場 合にあっ ては、1万 7,000円)</p> <p>エ 住宅以外の 用途に供する建 築物又は複合 建築物の非住 宅部分の認定 を申請する場合 次に掲げる 場合の区分に 応じ、それぞれ 次に定める金 額</p> <p>(ア) (イ)に掲 げる場合以 外の場合 次に掲げる 当該申請に 係る1棟の建 築物又は複 合建築物の 非住宅部分 の床面積の 合計の区分 に応じ、それ ぞれ次に定 める金額</p> <p>a 床面積の 合計が300 平方メー トル以下</p>

現行				改正案			
			<p>のもの 24万9,000 円(建築物 のエネル ギー消費 性能の向 上に関す る法律 (平成27年 法律第53 号)第15条 第1項に規 定する登 録建築物 エネルギ ー消費性 能判定機 関による 技術審査 (以下「判 定機関審 査」とい う。)を受け た場合に あっては、 1万円)</p> <p>b 床面積の 合計が300 平方メー トルを超 えるもの 40万3,000 円(判定機 関審査を 受けた場 合にあっ ては、2万</p>				<p>のもの 24万9,000 円(建築物 のエネル ギー消費 性能の向 上等に関 する法律 (平成27年 法律第53 号)第15条 第1項に規 定する登 録建築物 エネルギ ー消費性 能判定機 関による 技術審査 (以下「判 定機関審 査」とい う。)を受け た場合に あっては、 1万円)</p> <p>b 床面積の 合計が300 平方メー トルを超 えるもの 40万3,000 円(判定機 関審査を 受けた場 合にあっ ては、2万</p>

現行			改正案		
		<p>9,000円)</p> <p>(イ) 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建物法(建物の用途ごとに建築物の形状、室の用途の構成等を仮定したモデルとなる建築物に対して、当該申請に係る建築物に導入される外皮及び設備の仕様を適用し、当該モデルとなる建物についてエネルギーの使用の効率性その他の性能を計算する方法をいう。)で計算して認定を申請する場合</p> <p>次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物</p>			<p>9,000円)</p> <p>(イ) 当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建物法(建物の用途ごとに建築物の形状、室の用途の構成等を仮定したモデルとなる建築物に対して、当該申請に係る建築物に導入される外皮及び設備の仕様を適用し、当該モデルとなる建物についてエネルギーの使用の効率性その他の性能を計算する方法をいう。)で計算して認定を申請する場合</p> <p>次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物</p>

現行					改正案							
条 第1 項 前 段 の 規 定 に 基 づ く 設 置 の 許 可 の 申 請 に 対 す る 審 査	貯蔵所及び び浮き蓋 付特定屋 外タンク 貯蔵所	最大 数量 が				貯蔵所及び び浮き蓋 付特定屋 外タンク 貯蔵所	最大 数量 が					
		1,000 キロ リッ トル 以上			1,000 キロ リッ トル 以上				5,000 キロ リッ トル 未満 のもの			
		5,000 キロ リッ トル 未満 のもの	危険 物の 貯蔵 最大 数量 が	1 件	141万円		5,000 キロ リッ トル 以上1 万キ ロリ ット ル未 満の もの	危険 物の 貯蔵 最大 数量 が	1 件	172万円	5,000 キロ リッ トル 以上1 万キ ロリ ット ル未 満の もの	
		危険 物の 貯蔵 最大 数量	1 件	159万円			危険 物の 貯蔵 最大 数量	1 件	192万円			

現行				改正案				
		が1万 キロ リッ トル 以上5 万キ ロリ ット ル未 満の もの				が1万 キロ リッ トル 以上5 万キ ロリ ット ル未 満の もの		
		危険 物の 貯蔵 最大 数量 が5万 キロ リッ トル 以上 10万 キロ リッ トル 未満 のも の	1 件	195万円		危険 物の 貯蔵 最大 数量 が5万 キロ リッ トル 以上 10万 キロ リッ トル 未満 のも の	1 件	236万円
		危険 物の 貯蔵 最大 数量 が10 万キ ロリ ット	1 件	227万円		危険 物の 貯蔵 最大 数量 が10 万キ ロリ ット	1 件	274万円

現行				改正案				
		ル以上20万キロリットル未満のもの				ル以上20万キロリットル未満のもの		
		危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	1件	<u>455万円</u>		危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	1件	<u>564万円</u>
		危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロ	1件	<u>582万円</u>		危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロ	1件	<u>724万円</u>

現行				改正案			
		ロリ ット ル未 満の もの				ロリ ット ル未 満の もの	
		危険 物の 貯蔵 最大 数量 が40 万キ ロリ ット ル以 上の もの	1 件	<u>707万円</u>		危険 物の 貯蔵 最大 数量 が40 万キ ロリ ット ル以 上の もの	1 件 <u>879万円</u>
		(略)				(略)	
		(略)				(略)	
		(略)				(略)	
		(略)				(略)	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は令和6年3月1日から、第2条の規定は令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の恵庭市手数料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。